

伊勢市からのお知らせ

半島振興法による不均一課税について

半島振興対策実施地域において、次の対象事業者が定められた金額以上の設備投資を行った場合、対象物件の税率が3年間、10分の1になります。(市税条例に規定する税率1.4%が0.14%になります。)

対象事業者

- ・ 製造業
- ・ 旅館業（下宿営業を除く）
- ・ 農林水産物等販売業（半島対策地域内で生産等された農林水産物を原料等として製造、加工等したものを店舗において主に半島対策地域以外の者に販売するもの）
- ・ 情報サービス業等（ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、有線放送業、インターネット付随サービス業、コールセンター等）など

対象資産・申請方法等、詳しくは伊勢市ホームページの固定資産税のページ（<http://www.city.ise.mie.jp/>）をご覧ください。下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先

伊勢市岩渕1丁目7番29号 伊勢市役所 課税課 固定資産税係 (0596) 21-5532

「消防団員が働きやすい環境づくり」への協力のお願い【伊勢市消防本部】

全国的に、地域の安全・安心を守る中核的存在である消防団の団員数が年々減少しており、地域の防災体制が憂慮されています。現時点では、伊勢市においては必要な消防団員数はほぼ確保できていますが、全国と同様、減少の心配があります。

消防団員は他に職業を持つボランティアで活動していただいています。現状では、消防団員の約8割がお勤めの方であることから、お勤め先で団員として活動しやすい環境の整備が消防団員として継続できる条件として求められています。

一方、国での動きを受けて、伊勢市では平成22年に「伊勢市消防団協力事業所表示制度」を導入しました。

これは、消防団員の入団促進や消防団員としての働きやすい環境整備を行っていただいている事業所に対して「消防団協力事業所表示証」を交付し、事業所の消防団活動への協力が社会貢献として広く認められると同時に、事業所の協力を通じて、地域防災体制がより一層充実されることを目的とした制度です。

地域における安全・安心を守るためにも、各事業所の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。



表示証

お問い合わせ先

伊勢市楠部町159番地11 伊勢市消防本部 消防課 企画消防団係 (0596) 25-1216